

## 愛知の農産物等イラスト・写真の使用について

### 1 使用承認基準

(1) 次の①から②のいずれかに該当する場合は、使用を承認するものとします。

- ① 市町村及び農業協同組合等農林水産業関係団体が使用する場合で、地産地消を始めとする本県の農林水産業の振興に資するものと認められること。
- ② 上記①以外の団体が直接的な営利を目的とせずに使用する場合(※)で、本県の農林水産業の振興に資するものと認められること。

※直接的な営利を目的とせずに使用する場合の例

本写真・イラストを用いたポスター、チラシ、のぼり、法被等による地産地消促進活動（商品、商品の包装紙、商品ラベルに本写真・イラストを直接使用して販売することは認められません。）

(2) 次の①から③のいずれかに該当する場合は、使用を承認しません。

- ① 使用目的が明らかでない場合
- ② 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- ③ 法令や公序良俗に反するおそれがある場合

### 2 留意事項

愛知の農産物等イラスト・写真を使用する場合は、事前に必ず別紙「使用申請書」を提出し、県の承認を得てください。承認が得られないまま使用した場合は、ただちに使用を中止していただきます。なお、使用を中止した場合に発生する損害及び費用について、県は負担しません。